

選挙制度の見直し

企画政策委員会

見直し要点

(1) 理事選出枠の見直し

理事A・B枠の担当業務の制限のため、必ずしも適材適所とはいえない候補者が出る可能性を是正するべく、以下の通り変更したい。

例えば、理事B枠の方が相応しいのではないかとと思われる候補者が、理事A枠にしか推薦されていない場合は理事A枠のまま選挙（当選）となるので、理事B枠の担当業務とすることはできない。

(2) 調査研究担当理事の扱い

調査研究担当理事の人数については、グローバル化や、学術会議等の対応強化のため、現状通り3名体制とする。

調査研究側の意向も受け、調査研究分野の円滑な運営のため、担当理事＝領域委員長となるよう、候補者推薦の母体を調査研究分野に絞るよう変更したい。(調査研究分野からの推薦が改定数の場合は、標準化と同様に実質的に信任投票となる。)

ただし、この場合も、あくまでも「理事が領域委員長を務める」こととし、理事は研究会の権利（研究会の自主性の担保）と義務（学会の一組織として課せられる事項の遂行）を代表する視点で理事の任にあたることを前提とする。

(3) その他

資格制度が本格始動する際は、資格制度担当理事2名の追加（最大25名）を予定する。

理事選出枠の見直し

[現 行]

	会長改選年度		会長非改選年度		備考および理事業務担当
	改選定数	候補者数	改選定数	候補者数	
会 長	1	2	-	-	企業と教育の交替制
副会長	1 企業	2	1 教育	2	
監 事	1 教育	2	1 企業	2	
理事A	4	8	4	8	総務、財務、技術応用、企画
理事B	4	8	4	8	会誌、論文誌、教育、事業
理事C	1	2	2	4	調査研究
理事D	1	2	-	-	標準化

[改定案]

理事 A B A	8	16	8	16	総務、財務、技術応用、企画、 会誌、論文誌、教育、事業
理事C B	1	2	2	4	調査研究
理事D C	1	2	-	-	標準化

規程改訂案は別紙参照（過去の改訂経緯は7月理事会資料参照）

以上

S47. 12. 21 制定	S54. 11. 15 改訂	H9. 9. 24 改訂	H17. 3. 24 改訂	H20.12. 22 改訂
S60. 9. 19 改訂	S55. 11. 20 改訂	H11. 9. 22 改訂	H17. 7. 27 改訂	H21. 5. 29 改訂
S48. 10. 25 改訂	H2. 9. 26 改訂	H13. 9. 27 改訂	H17. 9. 20 改訂	2010. 3. 24 改訂
S51. 1. 14 改訂	H3. 4. 24 改訂	H14. 7. 24 改訂	H18. 4. 25 改訂	2012. 3. 21 改訂
S53. 10. 19 改訂	H5. 9. 22 改訂	H15. 9. 25 改訂	H20. 1. 28 改訂	

理事会推薦役員候補者選出に関する細則：改訂案（下線部：追加、—部：削除）

第1条 この細則は「役員候補者の選出および役員を選定等に関する規程」第4条に定められた役員選挙における理事会推薦役員候補者の推薦、選出に関する手続を定めるものである。

第2条 役員選挙における理事会推薦役員候補者（以下、本細則において、単に、候補者という）の選出は、企業所属の理事会推薦会長候補者の選出を除き、次の各項によるが、最終的な決定は理事会で行う。

(1) 会長は、全役員、支部長、会誌編集長、会誌・論文誌編集委員会WG主査、トランザクション編集委員会委員長、領域委員長、研究会主査、情報処理教育委員長、技術応用運営委員長、ITプロフェッショナル委員長、ITフォーラム推進委員長、デジタルプラクティス編集委員長、会長・副会長経験者、および代表会員に対して、文書により候補者の推薦を求める。

候補者の推薦は役員改選定数等表に掲げる区分に従って、各役職別、理事 A, B, C 枠に対応する員数内の記載とするが、留任の現役員はこれに含まれない。 **理事 B, C 枠は同様の手続**

なお、候補者の推薦にあたっては候補者の過去の学会活動経験等を考慮する。

(2) 会長は、前(1)項と同時に、調査研究運営委員会に対して役員改選定数等表の理事 CB 枠（以下、理事枠は役員改選定数表等による）について、情報規格調査会に対して理事 DC 枠について、各改選年度の候補者数を満たす候補者の推薦を文書により求める。

この際、理事 B 枠と理事 C 枠で同一人が推薦されることのないよう調整する。

調査研究運営委員会および情報規格調査会が推薦する候補者の選出方法の手続は、理事会の議を経て別に定める。

(3) 会長は、前(1)項および(2)項により推薦を受けた候補者推薦リストを作成するが、その際、理事 B 枠の候補者については調査研究運営委員会から推薦された理事 C 枠の候補者旨を、理事 C 枠の候補者についてはおよび情報規格調査会から推薦された理事 D 枠の候補者については、その旨をリストに明記する。また、調査研究運営委員会から推薦された理事 B, C 枠の候補者、および情報規格調査会から推薦された理事 D 枠の候補者と同一人が、他の役職または担当業務枠に推薦されている場合には、それぞれ理事 B, C 枠、および理事 D 枠のみに限定する。

(4) 会長は、前(3)項で作成した候補者推薦リストにより、前(1)項の候補者推薦人に、役職別、担当業務別に、候補者数以内の投票を求める。

(5) 理事会は、前(4)項の投票結果に従って、役職別、担当業務別に、候補者の順位を決定する。ただし、得票数が同数の候補者については理事会において順位を決定する。

(6) 特定組織への著しい偏りを除くため、理事 A・B・C 枠については、同一組織（同一企業グループ（親会社とその子会社）は同一組織とみなす）に属する役員は、各枠に1名以内とし、候補者を以下の通りとする理事 A 枠については4名以内、理事 B 枠については2名以内となるよう候補者を調整する。

ただし、定款の理事の所属制限の規定を超えることが想定される場合には、理事会でこれを調整

する。

a) ~~同一組織に属する候補者は1名以内とする。~~

b) ~~同一組織に属する留任理事が1名いる場合は、当該組織に属する候補者は選出しない。~~

第3条 第2条により定まった候補者の順位に従って、会長名で立候補の意思を文書で確認する。承諾が得られない場合は推薦順位の次点者を順次繰り上げて当該候補者の意思を確認する。

立候補の意思を確認する段階で問題が生じた場合には、総務理事経由で会長の判断を仰ぐものとする。

第4条 前条の定めに関わらず、企業所属の理事会推薦会長候補者の選出は、次の各項により行う。

(1) 会長は、現会長・副会長・総務理事からなる次期会長候補者選考WGにより、次期会長候補者の選考、情報収集ならびに調整を行い、前2条(1)項の手続きに入る前の理事会までに、推薦文を付して当該候補者を指名推薦し、理事会の議を経て、当該候補者を決定する。

(2) 会長は、前2条(1)項の手続きに際しては、推薦人に対し、理事会推薦が確定した企業所属の次期会長候補者名を明記し、推薦文を付して周知する。

第5条 理事会が推薦する候補者の数は、役職、担当業務別ごとに改選定数の2倍とする。但し、候補者数がこの基準に達しない場合は、改選定数以上であればよいものとする。

第6条 候補者の数が第5条の条件を満たさないときは、第2条(1)～(5)の手続きを経ることなく、理事会においてその役職、担当業務について候補者を補足選出することができるものとする。

第7条 役職別、担当業務別の改選定数、理事会が推薦する候補者数、および選出方法は、次の「役員改選定数等表」の通りとする。

役員改選定数等表

	会長改選年度		会長非改選年度		備考および理事業務担当
	改選定数	候補者数	改選定数	候補者数	
会長	1	2	-	-	企業と教育の交替制
副会長	1企業	2	1教育	2	
監事	1教育	2	1企業	2	
理事A	4 8	8 16	4 8	8 16	総務、財務、技術応用、企画 会誌、論文誌、教育、事業
理事B	4	8	4	8	会誌、論文誌、教育、事業
理事C	1	2	2	4	調査研究
理事D	1	2	-	-	標準化

附則

1. この細則の改廃は理事会の決議により行う。